

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めましょう

☎ みやま市新型コロナウイルス感染症対策本部 健康づくり課 健康係 (Tel64-1515)



福岡県は「緊急事態宣言」対象地域です。
福岡県から次の要請がなされています。
▼生活や健康の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出・移動を自粛するとともに、特に午後8時以降の外出自粛を徹底すること
▼飲食店の営業時間を午前5時から午後8時までとすること(酒類の提供時間を、午前11時から午後7時までとすること)
みやま市でも施設の開館時間の短縮や一部利用制限を行っています。
引き続き、「密閉」「密集」「密接」の3密を避け、感染リスクが高まるといわれている「5つの場面(大人数や長時間の飲食など)」に留意するなど、感染拡大防止のための行動をお願いします。

税の申告の際に控除対象となります

☎ 介護支援課 高齢者支援係 (Tel64-1570)、介護保険係 (Tel64-1555)

【障害者控除対象者の認定】
税の申告の際、身体障害者手帳などを持っていない人も、「障害者控除対象者認定書」により障害者控除を受けることができます。
■対象
みやま市に住所を有する65歳以上の精神または身体に障がいがある人で、市が定める認定基準に該当する人
■申請に必要なもの
印鑑
(障害者控除対象者と申請者の両方の印鑑)
※介護保険の認定を受けていない人は、医師の診断書(市指定の診断書用紙)も必要です。
■申請窓口 介護支援課 高齢者支援係
【おむつ購入費等の医療費控除】
税の申告の際、医師が発行した「おむつ使用証明書」がある場合、おむつの購入費や賃借料の医療費控除を受けることができます。
■対象
けがや病気のためおむね6カ月以上寝たきりで、医師の治療を受けている人
※介護保険の認定を受けた一定の基準に該当する人は、2年目から「おむつ使用証明書」の代わりに、市が交付する「おむつ代医療費控除証明書」で控除を受けることができます。この場合は、窓口に来る人の本人確認ができるものと介護保険被保険者証を持参して申請して下さい。
■申請窓口 介護支援課 介護保険係、山川支所・高田支所市民サービス係

NET119をご利用ください～音声での119番通報が困難な人はインターネットで～

☎ 消防本部 警防課 通信係 (Tel62-5125)

■対象
聴覚や発話機能などの障がいがあり、音声での119番通報が困難な人で、みやま市に居住または通勤・通学している人
※障害者手帳の交付を受けている必要はありません。
※申請書は消防本部で配布しています。筑後地域消防指令センターのホームページからもダウンロードできます。
■NET119とは
聴覚や発話機能などの障がいがあり、音声での119番通報が困難な人が、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を使って119番通報ができる緊急通報システムです。
みやま市消防本部を含む筑後地域7消防本部では、NET119緊急通報システム(以下、NET119)の運用を3月15日に開始します。
利用するためには事前登録が必要です。いざというときに備え、対象となる人に、NET119の利用をお勧めください。



- ▼ふりがな入りの大きなボタンで、通報の操作が簡単です。
- ▼GPSであなたの現在地を確認しますので、全国どこにいても利用できます。
- ▼もしもの場合に備えて、実際と同じ操作方法でいつでも練習できます。

スマートフォン画面 携帯電話画面

国民年金保険料の口座振替・前納制度をご利用ください

☎ 大牟田年金事務所 (Tel52-5294)、健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)

※各表は令和2年度の金額です。保険料は毎年見直しされています。

【口座振替による前納割引制度】 ※振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。

振替方法 (前納種類)	通常の保険料	1回あたりの振替額	割引額	口座振替日	申し込み期限
翌月末振替 (通常振替)	16,540円	16,540円	なし	翌月末	随時受付
当月末振替 (早割)		16,490円	50円	当月末	
2年前納 (4月～翌々年3月分)	397,800円	381,960円	15,840円	4月末日	2月末
1年前納 (4月～翌年3月分)	198,480円	194,320円	4,160円	4月末日	2月末
6カ月前納 (4月～9月分)	99,240円	98,110円	1,130円	4月末日	2月末
6カ月前納 (10月～翌年3月分)				10月末日	8月末

口座振替を希望する場合は、申し込み期限までに手続きをしてください(市役所で申し込みの場合、年金事務所への到達日数を要しますので、お早めに申し込みください)。

- 申し込み場所**
大牟田年金事務所、市役所本庁健康づくり課国保年金係、山川支所・高田支所市民サービス係
- 申し込みに必要なもの**
①基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、納付書など) ②預金通帳 ③預金通帳届出印

【現金払い(納付書)による前納割引制度】

支払方法 (前納種類)	通常の保険料	1回あたりの支払額	割引額	支払期限
2年前納 (4月～翌々年3月分)	397,800円	383,210円	14,590円	4月末日
1年前納 (4月～翌年3月分)	198,480円	194,960円	3,520円	4月末日
6カ月前納 (4月～9月分)	99,240円	98,430円	810円	4月末日
6カ月前納 (10月～翌年3月分)				10月末日

- ▼1年度分・6カ月前納用の納付書は、4月上旬に発送されます。
- ▼2年度分前納に使用する納付書は、申し込みが必要です。年金事務所 (Tel 52-5294) へ問い合わせください。
- ▼現金払いでの前納は、1年度(12カ月分)や6カ月分のほか、任意の月分から当年度末または翌年度末までの分を前納することも可能です。専用の納付書が必要となりますので、年金事務所まで問い合わせください。
- ※クレジットカードでの前納も可能です(申し込みが必要です。前納額は現金での前納と同額)。

忙しくて金融機関の窓口やコンビニエンスストアで支払う時間がないという人は、便利な口座振替をご利用ください。まとめて前払い(前納)すると割引が適用されます。